

令和3年4月1日以降サービス提供分のサービスコードの適用方法について (R03.04.01 改定版) 山鹿市版

種別	利用条件	サービスコード	サービス内容略称	備考
訪問介護 (A2)	要支援1・2の人(週1回程度)が月1～3回利用した場合	A22411	訪問型独自サービスⅣ	回数払い(週1回程度) 268単位×回数
	要支援1・2の人(週1回程度)が月4回以上利用した場合	A21111	訪問型独自サービスⅠ	包括払い(週1回程度) 1176単位
	要支援1・2の人(週2回程度)が月1～7回利用した場合	A22511	訪問型独自サービスⅤ	回数払い(週2回程度) 272単位×回数
	要支援1・2の人(週2回程度)が月8回以上利用した場合	A21211	訪問型独自サービスⅡ	包括払い(週2回程度) 2349単位
	要支援2の人(週2回を超える程度)が月1～11回利用した場合	A22621	訪問型独自サービスⅥ	回数払い(週2回を超える程度) 287単位×回数
	要支援2の人(週2回を超える程度)が月12回以上利用した場合	A21321	訪問型独自サービスⅢ	包括払い(週2回を超える程度) 3727単位
通所介護 (A6)	要支援1の人が月1～3回利用した場合	A61113	通所型独自サービス1回数	回数払い 384単位×回数
	要支援1の人が月4回以上利用した場合	A61111	通所型独自サービス1	包括払い 1672単位
	要支援2の人が月1～7回利用した場合	A61123	通所型独自サービス2回数	回数払い 395単位×回数
	要支援2の人が月8回以上利用した場合	A61121	通所型独自サービス2	包括払い 3428単位

※ 通所・訪問介護でショートステイの利用等(区分変更、事業所変更も同様)で利用回数が計画回数を下回る場合も、包括払いと同様に「日割り」で対応することとします。

※ 通所介護で事業所の責めによるものでない理由で、通所利用し途中退所した日があった場合は、1回利用としてカウント可とします。
(例：通常6時間利用を病院受診など利用者の都合で3時間で退所した場合など) ※一旦退所すると途中で通所に戻ることは出来ません。

※ 通所・訪問介護で月途中入院した場合であって、基準回数を満たす場合は包括払い(基準回数未滿は回数払い)とします。(日割の取り扱いではないので注意してください。) H27年3月31日老健局介護保険課・振興課・老人保健課／事務連絡の記載に基づくものです。

※ 月途中新規等も「回数払い」の取り扱いとなります。(月途中新規であっても基準回数を満たす場合は、「包括払い」の取り扱いとします。)